

令和 7 年度第 1 回八千代市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

- 1 開催日時 令和 7 年 5 月 1 5 日 (木)
開 会 1 3 時 3 0 分
閉 会 1 5 時 0 0 分
- 2 場 所 教育委員会庁舎 大会議室
- 3 議 題 「八千代市いじめ問題対策連絡協議会について」, 「いじめ問題に対する八千代市の取り組み」 (公開)
「学校いじめ防止プログラム」の効果的な運用について (非公開)
- 4 出席者名 委 員 丹羽公胤, 片柳朗, 原山賢, 太田信子, 橋本一義, 佐山佳子, 茂呂崇, 池田あゆみ, 佐藤宏一, 兒玉健司, 加藤英昭, 野木雅生, 長島秀一
事務局 片波見昌大, 宗像洋, 向智広, 安藏重幸, 細木勇太郎, 清水俊輔
- 5 公開又は非公開の別 一部非公開
- 6 非公開の理由 協議においては, 具体的ないじめ事案についての情報提供, 情報交換があり, 個人に関する事項 (児童生徒等の個人情報) を扱うことによる。
(八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第 4 条第 2 号)
- 7 傍聴人定員及び傍聴人数 定員 5 名 (傍聴 0 名)

8 審議内容等 (太枠のみ公開部分)

兒玉会長	ただ今より, 令和 7 年度第 1 回八千代市いじめ問題対策連絡協議会を開会します。条例第 6 条第 2 項の規定により定足数を確認いたします。 本日は, 委員数 1 5 名, 出席者数 1 3 名, 欠席者数 2 名です。 よって, 本協議会は成立いたします。 本協議会は, いじめの未然防止や早期発見, 初期対応等について協議するとともに, 当該機関及び団体相互の連絡調整を図ることを目的とすることをご確認ください。また, 本日予定されております議事のうち, 「協議」では, 八千代市審議会等の公開に関する要領第 4 条第 2 号に該当する個人情報を扱う可能性があることから, 会議の非公開を求めます。よろしくお願いします。 それでは, 次第に従って, 進めてまいります。報告・説明事項について, 事務局お願いします。
事務局 (細木)	只今より, 八千代市いじめ問題対策連絡協議会についてご説明申し上げます。 はじめに本協議会である, 八千代市いじめ問題対策連絡協議会について確認いたします。いじめ問題対策連絡協議会は, いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため, 条例の定めるところにより設置されております。いじめの未然防止や早期発見, 初期対応等について協議するとともに, 当該機関及び団体相互の連絡調整を図ることを目的としています。 本連絡協議会は, スライドにありますが団体からお集まりいただいております。それぞれの立場から御意見をいただき, 各機関が連携を図るとともに, 教育委員会や学校の取り

組みについてご意見をいただきたいと思います。

こちらは令和6年12月25日に出された「いじめ防止対策の更なる強化等について」となります。通知には、「教育委員会等が福祉部局等と連携することは重要である」「いじめ問題対策連絡協議会の活用、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や地域学校協働活動の一体的な取組の推進」「学校や地域が抱える課題等について関係者と共有・協議し、地域ぐるみで対応する仕組み作りを推進する」とあります。本通知の趣旨に鑑みまして、市教育委員会といたしましても、今回お集まりいただいている皆様と連携して、いじめ問題に対して対策にあたりたいと考えております。

またこちらは、令和7年3月6日に出された「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて」の通知になります。学校における平時からの備えでは、学校いじめ防止基本方針や学校いじめ対策組織について関係機関等に説明することや、「いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うこと」が改めて通知されました。また、設置者における平時からの備えとしては、「各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられるようにしておくこと。」があげられており、本協議会の果たす役割は大きいと考えます。

続いてこちらのサイトを御覧ください。まずは、いじめの定義から確認したいと思います。八千代市では、「いじめ防止対策推進法」をもとに、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」といじめを定義しております。市及び各学校では、いじめの認知をこの定義に基づいて行っております。トラブルがあったとき、学校は学校いじめ対策組織へ情報共有することが必要になっています。また、この「児童等が行った行為」が、「いじめを意図して行っていない」場合や、「1回のみで継続して行われたわけではない」場合においても、児童等が心身の苦痛を感じている際には、いじめとして積極的に認知し、適切に対応することで、いじめの解消に至るケースが増えています。

このような対応を行うに当たり、教育委員会では「いじめ対応のフローチャート」を作成し、学校に周知しております。いじめの疑いが発生した時点で、しっかりと校内で共有できるように伝えてまいりたいと思っております。

続いて、今年度教育委員会として行っているいじめ問題に対する取り組みを紹介いたします。

スクールソーシャルワーカーとは、児童生徒のおかれた「環境への働きかけ」を、支援するための社会福祉の専門家になります。令和7年度からは、県からのスクールソーシャルワーカーが2名配置され、さらに充実が図られました。

また、令和6年度から八千代市スクールソーシャルワーカー制度を始めております。県スクールソーシャルワーカーは八千代台小学校と八千代東高等学校に配置と合計3名での支援体制になります。いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待など、様々な面で関係機関との連携を促す役割としてすでに活躍していただいております。

こちらは、令和5年11月27日付教指第1905号「児童生徒の悩みやSOSを積極的に捉える取組の推進について(通知)」になります。また、児童生徒のSOSを見逃したことから自殺に発展してしまった事例を受け、SOSの出し方教育について、令和7年3月に改めて通知がございました。このSOSの出し方教育については、国を挙げて実施

	を求められている部分になり、各学校での実施の協力をお願いしております。 続いて、ポジティブな行動支援プロジェクトになります。今年度、「ポジティブな行動支援プロジェクト」を教育委員会として考えております。本プロジェクトは、いじめを含めたこれらの諸課題の未然防止・深刻化防止につなげていくことを目的としています。令和6年度の全国学力学習状況調査では、市内小中義務教育学校において、「自分には、よいところがあると思いますか」、「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」との問いに対して、肯定的な回答が全国や千葉県の平均を下回る結果になっています。一人の力には限りがあり、お互いの良さを認め補いながら生活していく必要があるのは大人も子どもも同じだと考えます。 具体的には、「自己肯定感が低い」ことを改善するために、「認め合い」や「肯定的に評価する」場面を増やしていく取り組みになります。学習の場面や、日常生活のあらゆる場所で小さなことでも「できた」という思いを持ってもらうために、その場면을意図的に増やしていくことが大切であると考えます。もちろん、「指導」の場面は必要な時はあるかもしれませんが、「結果のみならず過程を評価する」ことで、「認め合いや肯定的に評価する場面」は増えていきます。ポジティブな行動支援を通じて、前向きな空気感を醸成し、いじめ等の諸課題の減少につなげていきたいと考えております。 報告は以上になります。ありがとうございました。
児玉会長	「報告・説明」ということで大きく2点。「いじめ問題対策連絡協議会について」と「いじめ問題に対する八千代市の取り組み」ということで、事務局の方からございましたが、みなさまいかがでしょうか。ご質問等ございましたら頂戴したいと思います。 前者の説明は、基本的な作り等の確認だったので、この連絡協議会も会を重ねておりますので昨年度参加された方も特にないのかと思いますが、 後者の方は、今年度の八千代市の取り組みというようなことでもありましたので、お時間の方も少しありますから、どうでしょうか。 委員として指導課長も参加していますけど、本年度の取り組みで補足等、このあたりに熱を入れて取り組んでいこうなど、もしあったらぜひ補足でお話いただければと思います。
委員（加藤）	今、事務局の方から説明させていただきましたけれども、いじめ問題につきましては、いじめが起きてから対応しようというような考え方が非常に強く、その対応についてどうしようかという協議がされてきましたが、現状、未然防止という観点で行けば、今回提案させていただいている「ポジティブな行動支援プロジェクト」ということで、お互いの人間関係づくりや会話を通してなど、そういった場面を日常の中で、特に大半を占める授業の内容的なものも含めて、また体制的なものも含めて、子どもたちが関われる場面や、認め合ったり褒め合ったりするような場面をポイント的に作っていくというようなことを考えております。 その中で今年度、不登校支援の指定校を設けまして、特に指定校については教育委員会と協議をしながら、各学校の取り組みをどんどん挙げていただき、各校、各地区に、広めていただくような体制を、今年度特に重視して行いたいと考えております。
児玉会長	いかがでしょうか。 色々なお感じになられることもあるかと思いますが、ご質問に限らず、どんなことでもお感じになられたことがあれば、少し触れていただければと思います。
太田委員	質問いいですか。太田です。 3ページですね。

	「令和7年度からは、県からスクールソーシャルワーカーさんが2名派遣」と書いてありますが、そこところに、「県スクールソーシャルワーカーも引き続きおります」と書いてあります。 さっき八千代台小と、八千代東高等学校で2名って書いてあったのですが、前から来ていたのですか？令和7年からとはどういうことですか？
事務局 (清水)	県スクールソーシャルワーカーにつきましては令和6年度までは、八千代台小学校に県から1名配置がありました。 令和7年度から、新たに八千代東高等学校の方に1名追加で派遣をされております。 それがまず県のスクールソーシャルワーカーです。 市のスクールソーシャルワーカーにつきましては、令和6年度から配置をしておりますので、令和7年度は合計3名体制で動いております。
児玉会長	ありがとうございます。他に質問等ございますでしょうか。 基本的に未然防止に取り組むというのは、案件が増える前に、生じる前に、努めていくというのは妥当な方法であるかと思います。特にご質問等はよろしいですか。 協議の方も、いじめ防止プログラムの効果的な運用についてということで、こちらの方も未然防止に、かかる動きになるかと思います。ご意見等、皆様から頂戴したいと考えておりますのでよろしくお願いします。 それでは次に協議ということで、お願いできればと思います。まず事務局の方から、ご提案をお願いしています。